2022 年 11 月 24 日

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針に対する見解

立憲民主党　厚生労働部門
総務部門
内閣部門

〇国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、健康保険証を存続させるべきである。健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの取得を事実上義務付ける政府方針には、以下の疑問や問題点があり、認められない。なお、セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しない。

〇政府は、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することのメリットとして、「健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となる」と説明している。しかし、医療機関で受けた診療行為や処方された薬剤等の履歴が全て分かったとしても、それだけで「よりよい医療」が受けられるわけではない。

〇そもそも、医療機関の受診等に関する情報は患者自身のものであり、患者自身が有している自らの情報を取り扱う権利を最大限に尊重しなければならない。政府は、医療機関に自らの情報を提供するかどうか、医療機関の受診時などにおいてその都度、同意するか否かの選択を求めることとし、情報提供の選択権は患者にあると強調する。しかし、情報を提供することによるメリットとデメリットが判然としない中では、患者は情報を取り扱う権利を適切に行使できない。政府はメリットとデメリットを明らかにすべきである。また、政府のデジタル社会の形がわかりづらく、プライバシー侵害への懸念という国民意識は根強い。特に健康保険証は、医療情報というプライバシーに密接に関連した情報と関係しているため、デジタル化の検討については慎重にすべきである。

〇従来の健康保険証の存続を望む人もいる中で、政府は健康保険証を廃止する理由を明確に説明できていない。健康保険証を廃止する真の目的が、マイナンバーカードの普及にあることは明らかである。カードを所持しない方への対応策として、岸田総理は「資格証明書ではない制度」を用意するとしているが、

従来の健康保険証を存続させれば、新たに別の制度をつくる必要はない。

〇現行法においてマイナンバーカードの取得は申請主義であり、義務ではない。しかし、政府の方針が実現すれば、マイナンバーカードの取得を事実上義務化することになり、法律と実態に齟齬をきたすことになる。デジタル社会の形成にとって、カードはあくまで「手段」であり「目的」ではない。

〇来年 4 月から、原則、すべての医療機関と薬局にマイナ保険証への対応が義務付けられるが、現時点での運用開始施設は約３割程度にとどまる。読み取り機の設置に加え、診療報酬明細書を作るレセプトコンピューターの改修やネットワークの整備なども必要になり、維持管理費用は医療機関の負担になる。地域医療の疲弊・崩壊に拍車をかけるおそれもある。本来は医療機関等、とりわけ規模の小さい医療機関等に対しての負担軽減策を先に示すべきである。マイナ保険証への対応状況によっては、義務化の延期も検討すべきである。

〇政府はデジタルデバイドの解消に向けて取り組むべきである。

〇医療機関でサイバー攻撃によるシステム障害対策などセキュリティの向上は喫緊の課題である。また、遠足や修学旅行に行く子どもに健康保険証のコピーを持たせる対応ができなくなるといった問題もある。

以上